

**ひまわりアパートメント利用約款(ひまわりアパートメント対応集合住宅利用者用)**

ひまわりネットワーク株式会社(以下「当社」という。)、放送法、電気通信事業法およびその他の法令(以下「法」という。)の定めに基づき、放送サービス、インターネット接続サービス(以下「本サービス」という。)を提供します。本約款は、別に定める放送サービス契約約款およびインターネット接続サービス契約約款(以下「本約款」とし、放送サービス契約約款およびインターネット接続サービス契約約款と矛盾または抵触する場合は、放送サービス契約約款およびインターネット接続サービス契約約款の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとします。)

**第1条 (用語の定義)**

用語	用語の意味
1 電気通信設備	有線テレビジョン放送および、電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して、他人の通信を媒介する場合、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 デジタル放送サービス	当社と契約を締結し、その設備を支払った場合にのみ当社が貸与するデジタルホームターミナルを利用し、デジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス
4 放送サービス	有線テレビジョン放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
5 電気通信回線	電気通信設備たる回線
6 インターネット接続サービス	当社の提供する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)、を使用して、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルを利用した電気通信サービス
7 当社取扱局	電気通信設備を設置し、それにより本サービスを提供する当社の取扱局
8 当社事業業	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
9 加入者	当社と加入契約を締結している者「建物代表者をいう」
10 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
11 利用者	当社と利用契約を締結している者「入居者をいう」
12 取扱局交換設備	本サービス取扱局に当社が設置する交換設備
13 引込設備	加入者及び利用者が本サービスを利用する為、デジタル放送サービス施設に接続された引込点(タップオフまたはクロージャ)から契約対象物件の保安器または棟内ノードまでに設置された引込線及び機器
14 宅内設備	加入者及び利用者が本サービスを利用する為、契約対象物件の保安器または棟内ノードの出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機
15 受信機	利用者宅内のテレビ受像機及びFM受信機
16 契約者回線	加入契約に基づいて、取扱局交換設備と契約の申込者の指定する場所との間に設置される電気通信回線
17 ケーブルモデム	当社契約者回線の終端に位置し、端末設備と第1種本サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備
18 デジタルホームターミナル	当社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバータ、録画機能や通信機能などを持ったデジタルホームターミナルでもある
19 C-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだ当社が貸与するカード
20 B-CAS	株式会社ビエス・コンディショナルアクセスシステムの略
21 B-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだB-CASが貸与するカード
22 光通信端末	光サービスにおいて、当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備(D-O-N-U)
23 無線通信端末	当社が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置
24 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、電気通信設備の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
25 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
26 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
27 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
28 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
29 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 相互接続点 (3) インターネット接続事業者との相互接続点 (4) その他当社が必要により設置する電気通信設備
30 ドメイン名	日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)によって割当てられる組織を示す名称
31 IPアドレス	インターネットプロトコルとして定められている32bitのアドレス
32 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額
33 加入者施設	保安器または棟内ノードの出力端子以降の施設で、当社が貸与した施設以外の施設
34 当社施設	当社取扱局から保安器または棟内ノードまでの施設および当社が貸与した施設
35 本施設	当社施設および加入者施設
36 ACASチップ	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、現在のB-CAS方式及び4K放送に対応したチップ
37 ブロードバンドユニバーサルサービス料	事業法に定める「高速度データ伝送電気通信業務の提供に関する制度の整備に係る交付金および負担金算定等規則(令和4年総務省令第70号)により、総務省の認可に基づき支援機関が定める算定単価に基づいて、当社が定める料金

**第2条 (サービスの提供区域)**

当社は、行政区画、その他の社会的経済的諸条件、本サービスの需要と供給の見込み等を考慮して本サービス区域(以下「サービス区域」という。)を設けます。

2 当社は、サービス区域を表示する図表を当社事業所において閲覧に供します。

**第3条 (本サービスの種目)**

当社は、サービス区域において本サービスを提供するための当社施設により本サービスを提供するものとします。

本サービスの種目は、次のとおりとします。

- 放送サービス
- インターネット接続サービス
- 当社は、やむを得ず事情により放送内容等を含む本サービスの内容を変更または中止することがあります。なお、当該変更又は中止について、当社は、利用者に対して事前に通知するものと、これにより生ずる損害の賠償には応じないものとします。

**第4条 (放送サービスの種目)**

当社は、サービス区域で次の放送サービスを提供します。

- 録画機能を持たないデジタルホームターミナルにより提供される、放送サービス基本利用料金の範囲内で行う放送サービス(以下「デジタルベースシックチャンネル」といいます)で、「レギュラー」、「ライト」、「コミュニティ」、「劇スポ」、「ハッピー」の5とおりコース、
- 放送サービス基本利用料金以外の当社に定めた料金による録画機能付きデジタルホームターミナルにより提供されるサービス。(以下「豪華」といいます)
- デジタル放送サービス基本利用料金以外の当社が定めた料金による再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナルにより提供されるサービス。(以下「ブルーレイ搭載楽線」といいます)
- デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料による録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル(ACAS対応)により提供されるサービス。(以下「新4K放送対応STB」といいます)
- デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料による録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル(ACAS対応)により提供されるサービス。(以下「新4K放送対応楽線」といいます)
- デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料によるケーブルプラスSTB2により提供されるサービス。(以下「ケーブルプラスSTB」といいます)
- デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料による再生機能及び録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル(ACAS対応)により提供されるサービス。(以下「新4K放送対応ブルーレイ搭載楽線」といいます)
- 放送サービス基本利用料金以外のそれぞれ当社に定めた料金による放送サービス。但し、WOWOWの有料放送は含みません。(以下「デジタルハイチャンネル」といいます)
- デジタル放送サービス基本利用料金以外のそれぞれ当社に定めた料金による映像配信サービス。(以下「IP-VOD」といいます)

**第5条 (インターネット接続サービスの種目)**

当社は、サービス区域で次のインターネット接続サービスを提供します。

- ケーブルモデム若しくは光通信端末により提供される、インターネット接続サービス基本料金の範囲内で行うインターネット接続サービスで、「アパートプレミアムプラン」「アパートスタンダードプラン」「アパートステップアッププラン」「アパートスタートプラン」「コンセプトWi-Fiプラン」「光1ギガプラン」の6とおりコース、
- インターネット接続サービス基本利用料金以外のそれぞれ当社が定められた料金による付加機能サービス。

**第6条 (利用者の単位)**

利用契約は1世帯ごとに締結するものとします。この場合、1契約につき1人に限ります。

**第7条 (加入者の単位)**

- 加入契約は引込線1回線ごとに締結するものとします。
- 世帯又は企業ごと加入契約を締結するものとします。
- ひまわり光サービスと従来の回線(HFC)サービスは同時に契約できません。

**第8条 (利用申込の方法)**

利用申込をするときは、この約款をご承認の上、所定の書面もしくは電子的手段にて当社に提出していただきます。

(1) 利用申込者の氏名、住所、放送サービスを受ける受信機の数、利用を希望する本サービスの種類等所定の事項を記入した利用申込書。

(2) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項。

**第9条 (利用申込の承諾)**

- 当社は、前条の定めにかかわらず、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。
  - 利用申込について、宅内設備の設置又は保守を行うことが技术上著しく困難な場合。
  - 利用申込者が本サービスの料金又は工事の支払いを怠る恐れがある場合。
  - その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。
- 契約者は、当社が利用申込を受け付けられた日にこれを審査し、承諾したときに成立するものとします。
- 会社は、放送法第147条第1項の有料放送の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第150条の第2項第1項の書面(以下「契約書面」といいます)を作成し、加入者に交付するものとします。
- 加入者の承諾があるときは、会社は、契約書の交付に代えて、放送法第150条の第2項第2項に定める情報通信の利用する電子交付の方法により前項の事項を加えて提供することができるとします。

**第10条 (利用申込記載事項の変更)**

- 承諾者は、その氏名、名称、住所の表示変更、金融機関口座の変更、支払方法の変更等利用申込書記載事項に変更がある場合、速やかに当社に届け出るものとします。
- 利用者は、前項の場合、別途当社の定める規定により変更に関する費用をお支払いいただきます。

**第11条 (本サービスの利用)**

デジタルベースシックチャンネルの「レギュラー」、「ライト」、「コミュニティ」、「劇スポ」、「ハッピー」を同時に利用することはできません。

デジタルベースシックチャンネルの「レギュラー」、「コミュニティ」、「劇スポ」、「ハッピー」インターネット接続サービスの「アパートプレミアムプラン」「アパートスタンダードプラン」「アパートステップアッププラン」「アパートスタートプラン」のコース変更手続きに関する別途当社が定める費用利用者の負担となります。

楽線、ブルーレイ搭載楽線、新4K放送対応STB、新4K放送対応ブルーレイ搭載楽線及びケーブルプラスSTB2の利用については、次のとおりとします。

- 接続者は、デジタルベースシックチャンネルを利用せずに、楽線、ブルーレイ搭載楽線、新4K放送対応STB、新4K放送対応楽線、新4K放送対応ブルーレイ搭載楽線又はケーブルプラスSTB2のみを利用することはできません。
- 当社は、楽線、ブルーレイ搭載楽線、新4K放送対応楽線又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽線の利用者は、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えて録画機能付きデジタルホームターミナルを設置します。楽線、ブルーレイ搭載楽線、新4K放送対応楽線又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽線の解約は解除日より楽線、ブルーレイ搭載楽線、新4K放送対応楽線又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽線加入契約が終了する場合は、録画機能付きデジタルホームターミナルを撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えるものとします。この場合の設置や撤去等に要する費用は利用者の負担となります。
- IP-VODの利用は、「IP-VODサービス【milpu(みるぷる)】加入契約約款」および「IP-VODサービス利用規約」に定めるところによります。
- ケーブルプラスSTB2の利用は、「ケーブルプラスSTB・STB2利用規約」に定めるところによります。
- 利用者は、デジタルベースシックチャンネルを利用せずに、デジタルハイチャンネルのみを利用することはできません。デジタルハイチャンネルは、毎月1日から末日までの1ヶ月を単位として利用することが出来るものと、月末までに特に出し入れの無い場合には自動継続するものとします。一部デジタルハイチャンネルの視聴には、新4K放送対応STB、新4K放送対応楽線又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽線のご利用が別途必要です。
- 当社は、番組の追加・削除・変更を実施する場合があります。
- 当社は、次の場合、放送内容を予告無しに変更することがあります。
  - 天災事変その他の非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合。
  - その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

**本サービスについては、最低利用期間があります。**

- デジタルベースシックチャンネルの「レギュラー」、「ライト」、「劇スポ」、「ハッピー」、インターネット接続サービスの「アパートスタンダードプラン」「アパートステップアッププラン」について、前項の最低利用期間内各サービスの提供を開始した日から起算して1ヶ月間とします。
- 前項の最低利用期間内は、デジタルベースシックチャンネルの「レギュラー」、「ライト」、「劇スポ」、「ハッピー」、インターネット接続サービスの「アパートスタンダードプラン」「アパートステップアッププラン」の利用契約の解除の申し出があった場合は、前項の最低利用期間を経過したときに解除されるものとします(解除の申し出があったときから前項の最低利用期間が経過するまでの間、当社は利用料金の措置をとり得ます。この場合、利用者は当社に対し、当社の定める期日までに、前項の最低利用期間に対応する料金(利用料金(付加機能使用料を含む))に消費税相当額を加算した額とします。)を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。
- 楽線又は新4K放送対応楽線は、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。また、楽線又は新4K放送対応楽線を2台以上利用している場合、2台目以降のサービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。
- ブルーレイ搭載楽線又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽線は、サービスの提供を開始した日から起算して最低2年間利用していただきます。
- 楽線、ブルーレイ搭載楽線、新4K放送対応楽線又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽線において、最低利用期間内に解約又は解除があった場合、解約又は解除日より、解約又は解除日の属する翌月分から、最低利用期間の未経過分に対する楽線、ブルーレイ搭載楽線、新4K放送対応楽線又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽線利用料金の合計額を一括してお支払いいただきます。

**第12条 (デジタルホームターミナル)**

- 当社は、各世帯につきデジタルホームターミナルを当社より貸与を受けることができるものと、利用者はこれを利用することができるものとします。
- 利用者は、前項のデジタルホームターミナルを1台目として2台以上のデジタルホームターミナルの利用を希望する場合、当社の定める利用料金、ならびに工事費を当社に支払うことにより貸与できるものとします。
- 加入者が、加入契約を解約または解除した場合、もしくは利用者が利用契約を解約または解除した場合、当該デジタルホームターミナルをすみやかに当社に返却するものとします。
- 利用者は、当社が必要に応じて行うデジタルホームターミナルのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。デジタルホームターミナルの通信機能の利用は、設備・技術的制約等で利用できない場合があることに同意し、その通信機能を利用する場合は、利用者の責任において行うものとします。
- 加入者が当社より貸与を受けるデジタルホームターミナルについて故障が発生した場合には、当社は、その修理、交換および他の必要な措置を無償にて対応するものとします。ただし、利用者が故意または過失によりデジタルホームターミナルを破損または紛失した場合には、利用者は、当該デジタルホームターミナル販売価格相当分を当社に支払うものとし、支払いにより、当該機器の所有権は利用者に帰属します。
- また、当社が認める場合を除き、利用者はデジタルホームターミナルの交換を請求することができないものとします。但し、当社が認める場合であっても、交換手数料を申し受ける場合があります。
- 当社は、現拠地帯の確認を行うために、第40条(個人情報)の規定を遵守した上で、利用者の使用するデジタルホームターミナルと、電話番号による通信を行うことができるとします。

**第13条 (B-CASカード)**

- デジタル放送サービスを受ける加入者及び利用者の個人情報、当社への加入申込及び利用申込時にB-CASへ登録されます。また、個人情報の変更が生じた場合も当社からB-CASへ連絡いたします。ここで登録される個人情報は、加入者及び利用者の氏名、生年月日、性別、住所及び電話番号を特定する情報を含みます。また、当社はB-CASの間に秘密保守契約を結び、加入者及び利用者の保護をはかることとします。
- B-CASカードに必要とする取扱いについては、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
- C-CASカードを必要とするデジタルホームターミナルを利用する加入者及び利用者は、C-CASカードを当社から貸与するものとします。また、当社に必要に応じて、加入者及び利用者にC-CASカードの交換及び返却を請求するものとします。
- C-CASカードは当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ加工、変更、改換を禁止し、それが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害、利益損失については、加入者及び利用者が賠償するものとします。
- 利用者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、利用者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は利用者に帰属します。

**第14条 (ケーブルモデム若しくは光通信端末)**

- 加入者は、各世帯につきケーブルモデム若しくは光通信端末を当社より貸与を受けることができるものと、利用者はこれを利用することができるものとします。
- 加入者が当社より貸与を受けるケーブルモデム若しくは光通信端末について故障が発生した場合には、当社は、その修理、交換および他の必要な措置を無償にて対応するものとします。ただし、利用者が故意または過失によりケーブルモデム若しくは光通信端末を破損または紛失した場合には、利用者は、当社のケーブルモデム若しくは光通信端末販売価格相当分を当社に支払うものとし、支払いにより、当該機器の所有権は利用者に帰属します。また、当社が認める場合を除き、加入者及び利用者はケーブルモデム若しくは光通信端末の交換を請求することができないものとします。但し、当社が認める場合の交換であっても、交換手数料を申し受ける場合があります。
- 利用者は、当社が必要に応じて行うケーブルモデム若しくは光通信端末のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
- 加入者が、加入契約解約または解除した場合、もしくは利用者が利用契約を解約または解除した場合、当該ケーブルモデム若しくは光通信端末をすみやかに当社に返却するものとします。

**第15条 (利用に係る利用者の義務)**

- 利用者は、次のことを守っていただきます。
  - 当社が導入者に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線索その他の物体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
  - 故意に契約者回線もしくは利用回線を保留しまたは放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - 当社が業務の遂行上支障がないと認めただけの場合を除いて、当社が加入者に基づき設置した電気通信設備に他機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - 当社が業務の遂行上支障がないと認めただけの場合を除いて、当社が契約に基づき設置した端末設備を介してインターネット接続サービスを第三者が利用できる状態としないこと。
  - 違法に、又は明かに公序良俗に反する態様においてインターネット接続サービスを利用しないこと。
  - 電気通信設備、デジタルホームターミナル、C-CASカード、ケーブルモデム、光通信端末、ACASチップを善良な管理者の注意をもって管理し、当社の承諾がある場合を除き、移動、停止、取外し、変更、分解又は損壊をしないこと。
  - 本サービスの利用にあたって次の行為(以下「禁止行為」という)を行わないこと。
    - 他人もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
    - 他人もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
    - 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉若しくは信用を毀損する行為
    - 猥褻、幼児虐待にあたる文書・図画・映像等の情報を提供する行為
    - 他人に及ぼすまたは各サービスを利用する行為
    - ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等の使用または情報を提供する行為

7. 宛先が不特定または受信者の承諾を得ない広告、宣伝、勧誘等の電子メールを、一方的に送信する行為
8. 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
9. 事実反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
10. 犯罪行為もしくは犯罪的行為に結びつくおそれのある行為
11. 法令または各地方自治体が制定する条例に違反する行為又は違反するおそれのある行為
12. 前各号のいずれかに該当する行為をしている他人の情報提供または助長する行為
13. その他、当社が不適切と判断する行為
14. 当社から貸与されているデジタルホームターミナル、ケーブルモデム及び光通信端末を、加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡する行為
15. 加入者及び利用者が直接又は間接を問わず、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム及び光通信端末の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行う行為
16. 加入契約の有効期間中またはその終了後であっても、また、対価の有無にかかわらず、加入者及び利用者が当社の放送サービスを公に上映すること又はその複製等を頒布する行為

- 2 利用者が1項の禁止行為を行った場合、その責任は当該利用者へ帰属し、当社では一切の責任を負わないものとします。
  - 3 利用者が2項の規定により1項の禁止行為を行い、当社サービスの停止もしくは著しい障害を与えた場合、当該利用者は、当社が被った対価を前払しなければなりません。
  - 4 利用者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払うていただきます。
- 当社は、利用者が違反したと認めた場合、本契約を解除し、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム及び光通信端末の返還請求が出来るものとします。この場合、利用者は当社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、当社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。また、期間を経過してデジタルホームターミナル、ケーブルモデム及び光通信端末の返却がない場合は、これの代金相当額を請求出来るものとします。
- 6 当社は、加入者が加入契約書に記載した、また利用者が利用申込書に記載した以外の場所でもデジタルホームターミナル、ケーブルモデム及び光通信端末を接続してサービスの提供を受けることを不利用として禁止します。また、当社は、加入者又は利用者が違反した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。
- 第16条 (自営端末設備の接続)**
- 利用者は、その契約者回線の技術基準に適合することについて指定認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者)をいいます。この場合、利用者は、その認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
    - (1) その接続が別表1の技術基準に適合しないとき。
    - (2) その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
  - 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が別表1の技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
  - 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  - 5 2の利用者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
  - 6 利用者が、その自営端末設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
  - 7 利用者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。
- 第17条 (故障)**
- 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、利用者は、その自営端末設備の接続が別表1の技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、利用者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  - 3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が別表1の技術基準に適合していると認められないときは、利用者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

- 第18条 (当社の電気通信回線の接続)**
- 利用者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を当社事業局に提出していただきます。
- (1) その接続に係る電気通信回線の名称
  - (2) その接続を行う場所
  - (3) その接続を行うために使用する電気通信設備の名称
  - (4) その他その接続の請求の内容を特定するための事項
- 第19条 (自営電気通信設備の接続)**
- 利用者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面により、請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
    - (1) その接続が別表1の技術基準に適合しないとき。
    - (2) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
  - 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項の規定に該当するときを除き、その接続が別表1の技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
  - 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  - 5 2の利用者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
  - 6 利用者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
  - 7 利用者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

- 第20条 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)**
- 当社は、契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については第17条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。
- 第21条 (他社回線の接続)**
- 利用者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下「他社回線」といいます。))との接続の請求をすることができます。この場合に掲げる事項について記載した当社所定の書面を当社事業局に提出していただきます。
- (1) その接続に係る電気通信回線の名称
  - (2) その接続を行う場所
  - (3) その接続を行うために使用する電気通信設備の名称
  - (4) その他その接続の請求の内容を特定するための事項
- 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られなかった場合を除き、その請求を承諾します。

- 第22条 (加入者施設の維持管理)**
- 加入者及び利用者は、当社の電気通信設備に接続されている自営端末設備等を善良な管理者の注意を持って取り扱ひ、加入者施設及び維持管理責任を負うものとします。
- 当社は、加入者及び利用者からの本施設に関する異常の通知を受けた場合、加入者施設の調査および修復の対応を行うものとします。なお、調査および修復に係る出張費、作業調整費および機材材料費(以下「技術費」といいます。))は、無償とします。次の各号の場合には、前項の定めに関わらず技術費が有償となるか、または当社として対応ができない事があることを加入者及び利用者は事前に承諾するものとします。
- (1) 増設機などにより加入者施設に変更があった場合
  - (2) 原因となった箇所が保安室または棟内モード出力端子以降のCATV増幅器及び分岐・分配器を除く各テレビ端子までの修復
  - (3) 利用者のテレビ、パソコン等に起因する異常の場合
  - (4) 加入者及び利用者または第三者の故意または過失による障害
  - 4 付加機能として提供されるメールアドレスには、弊社が実施するメンテナンス情報他、弊社からのお知らせを送信させていただきます。
- 第23条 (利用の中止)**
- 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上、又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
  - (3) 第26条(通信利用の制限等)の規定により通信利用を中止するとき。
  - (4) 他電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、インターネット接続サービスの提供が困難になったとき。
- 当社は、前項の規定により本サービスの利用の中止をするときは、あらかじめ加入者及び利用者へ通知します。但し、緊急事態やむを得ない場合にはこの限りではありません。

- 第24条 (利用の停止)**
- 当社は、加入者及び利用者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することができます。
- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を過ぎてもなお支払わないとき。
  - (2) 第15条(利用に係る利用者の義務)の規定に違反したとき。
  - (3) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の利用に対し重大な支障を与える態様において利用したとき。
  - (4) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者の電気通信回線等を当社の承諾を得ずに接続したとき。
  - (5) 第17条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)若しくは第20条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)若しくは事業法または事業法施行規則の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、別表1の技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
  - (6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行、又は当社の電気通信設備に著しい支障を与えもしくは与えようとする恐れのある行為を行ったとき。
  - (7) 当社の従業員及び利害関係者に対する利用者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、利用者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。
- 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ理由、利用の停止をする日及び期間を加入者及び利用者へ通知します。ただし、加入者及び利用者が第15条の禁止行為を行った場合または当社が該当すると判断した場合は、加入者及び利用者へ通知せず利用停止または情報の削除等の措置をとる場合があります。
- 当社は、前2項の規定により本サービスの提供を停止した利用契約について、利用者が尚その事実を解消しない場合、その利用契約を解除することができます。

- 4 当社は、利用者が1項各号のいずれかに該当する場合、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の定めにかかわらず直ちに利用契約を解除することができます。
- 5 当社は、利用契約を解除しようとする場合、あらかじめ利用者への旨を通知します。
- 6 利用者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返還のない場合は、利用者は別表1に定める損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は利用者へ帰属します。

- 第25条 (通信の条件)**
- 契約者回線に係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。
- 第26条 (通信利用の制限等)**
- 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信及び公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線以外のものによる通信の利用を制限する措置を採ることがあります。

機	関	名
		気象機関
		水防機関
		消防機関
		災害救助機関
		警察機関(海上保安庁の機関を含みます)
		防衛機関
		輸送の確保に直接関係がある機関
		通信の確保に直接関係がある機関
		電力の供給の確保に直接関係がある機関
		ガスの供給の確保に直接関係がある機関
		水道の供給の確保に直接関係がある機関
		選挙管理機関
		新聞社の機関
		放送事業者の機関
		通信士の機関
		預託金業務を行う金融機関
		国又は地方公共団体の機関

- 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリストを作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続サイト等を拒絶した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
- 当社は、前項の措置に併し必要限度で、当該画像および映像の流通に直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

- 第27条 (故障)**
- 利用者は、本サービスが利用できなくなったときは、当社に点検の請求をするものとします。点検の結果、電気通信設備、デジタルホームターミナル、C-CASカード、ケーブルモデム及び光通信端末に故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障設備を修理します。宅内設備及び受信機に故障がある場合には、出張費用及びその設備の修理に要する費用は利用者により負担となります。
- 2 B-CASより利用者へ貸与されたB-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CASが定めた「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づき、B-CASの責任において正常なカードとお取替えがなされます。
- 3 前項の規定にかかわらず、利用者の故意又は過失により、電気通信設備、引込設備、デジタルホームターミナル、C-CASカード、ケーブルモデム及び光通信端末が滅失、破損した場合には、その設備等に要する費用は利用者の負担となります。

- 第28条 (利用料金)**
- 利用者は、本サービスの利用に際し、定めるとおりにお支払いいただきます。
- 2 放送法に基づくNHKの受信料はデジタル放送サービス基本利用料金の中には含まれませんので、利用者は別途NHKと受信契約を結び、受信料を支払うなければなりません。
- 3 WOWOWの有料放送サービス視聴料金は、デジタル放送サービス基本利用料金の中には含まれませんので、WOWOWの受信を希望する加入者は、WOWOWと所定の受信契約を締結していただきます。
- 4 社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡充に伴い、当社は利用料金の改定をすることがあります。この場合は改定月の1ヶ月前までに利用者へ通知いたします。

- 第29条 (利用料金の計算)**
- 基本利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割りに計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算します。
- 2 番組、ブルーレイ搭載番組、新4K放送対応STB、新4K放送対応番組、新4K放送対応ブルーレイ搭載番組又はケーブルテレビSTB2型1台の場合は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割りに計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算します。
- 3 前1項及び2項において、サービスの変更または休止若しくは再開があった場合には、変更後のサービス料金をお支払いいただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、それまでの料金を日割りに計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。
- 4 デジタルパブリックチャンネル利用料金は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。
- 5 IP-TVの月額基本料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割りに計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。
- 6 IP-TVのデフォルトコンテンツ視聴料金は、ジェネレーターコンテンツの「IP-TVサービス利用規約」とNHKその他会社が別に定める事業者(以下「提供事業者」といいます)が提供するサービス提供事業者が別に定める規約によります。

- 第30条 (利用料金の請求及び支払)**
- 当社は、利用料金中の、第4条(放送サービスの種類)に定める放送サービス(第8号を除く)の利用料金は翌月に請求し、第4条(放送サービスの種類)第8号に定めるサービスの利用料金については、別途会社の定める月に請求するものとします。
- 当社は、宅内設備工事、特殊工事の費用、第32条(延滞金)に定める延滞金、その他の債務が発生した場合、これを前項の利用料金に合算して加入者に請求します。
- 3 利用者は、当社が定める期日までに、当社が認められた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとします。
- 4 当社は、原則として利用者に対し、請求書、領収書、利用細帳通知の発行を行わないものとします。ただし、利用者が請求書、領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。当社は、利用者が利用細帳通知の発行を求める場合、1通につき料金表に定める費用を請求します。
- 第31条 (電子決済)**
- 利用者は、サービスの料金を、当社に承諾を得た上で、第三者に支払っていただくことができます。
- 第32条 (延滞金)**
- 利用者は、利用料金、工事費その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、年利14.6%の延滞金を当社に支払うものとします。
- 第33条 (割増金)**
- 利用者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算した額)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

- 第34条 (消費税相当額に加算)**
- 当社は、料金その他のお支払について、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。
- 2 別表に記載してありませば税抜額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。
- 第35条 (繰上処理)**
- 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 第36条 (修理又は復旧の順位)**
- 当社は、当社の電気通信設備が故障または滅失した場合、かつその一部または全部の修理および復旧をすることができない場合は、電気通信事業法施工規則第55条及び第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該規定に従った順序で電気通信設備を修理および復旧するものとします。

順	位	修	理	又	は	復	旧	す	る	電	気	通	信	設	備			
1		気象機関に設置されるもの	水防機関に設置されるもの	消防機関に設置されるもの	災害救助機関に設置されるもの	警察機関に設置されるもの	防衛機関に設置されるもの	輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの	通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの	電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの	水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの	選挙管理機関に設置されるもの	新聞社の機関に設置されるもの	放送事業者の機関に設置されるもの	通信士の機関に設置されるもの	預託金業務を行う金融機関に設置されるもの	国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます)
2																		

	3	第1位順位及び第2位順位に該当しないもの
第37条	(修理又は復旧の場合の暫定措置) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容するインターネット接続サービス取扱局を変更することがあります	
第38条(免責)	当社は、天災事変、放送衛星・通信衛星の機能停止および不可抗力等、当社の責めに帰すことのできない事由により本サービスが利用できなかったことに対して、その責任を負わないものとします。	
2	利用者が本サービスまたは本サービスを介して他のサービスを利用することにより、第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、加入者は、当事者間でこれを解消し、当うちに一切の迷惑を及ぼさないものとします。ただし、利用者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合についてはこの限りではありません。	
3	当社は、当社の提供する電気通信設備以外の機器については一切の保証は行いません。	
4	当社は、この約款の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定める本サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定または変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造を要する場合は、当社は、その改造に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。	
5	当社は、当社の機器において、登録提供された情報、文章等が、当社の機器の所定の記憶容量を超過した場合、加入者、及び利用者に事前に通知なく当該情報、文章を削除することがあります。この場合当社は削除したこと、または削除しなかったことにより加入者、及び利用者、または第三者に生じた損害を負いません。	
6	当社から送付するメンテナンス情報等を、加入者、及び利用者の設定により受信されない場合であっても、通常その到達すべき時にその加入者、及び利用者が通知内容を了知したものと見て扱っていただきます。	
7	(1) デジタルホームターミナルに係る免責事項について次に定めます。 (A) 当社は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、毀損、紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合又は正常に録画できなかった場合等により生じた損害については、原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。 (2) 利用者は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、故障に備えて、録画・編集したデータを他の媒体に移動又は複製するものとします。当社はその責任を負わないものとします。 (3) 当社は、録画機能付きデジタルホームターミナルを修理、交換する場合、録画機能付きデジタルホームターミナルを回収します。その際、利用者は、録画・編集したデータについて一切の権利を放棄するものとし、当社はその補償を行わないものとします。 (4) 当社は、利用者が、デジタルホームターミナルの通信機能の利用により損害を被った場合又は設備、技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことにより損害を被った場合において、一切の責任を負わないものとします。	
第39条	(機密保持) 加入者及び利用者及び当社は、契約の履行、および本サービスの提供に関し知り得た契約者及び当社の機密を第三者に漏らしてはなりません。	
第40条(個人情報)	当社は、利用者の個人情報を利用目的以外に利用しないものとします。利用者の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。	
第41条(宅内設備の設置工事)	宅内工事は、当社指定の業者で実施するものとし、また、宅内工事は当社の指定する工法及び使用機器によるものとします。 2 加入者及び利用者は、当社に無断で宅内設備の改造、補修、増設及び機器などを接続する工事はできません。	
第42条(設備の設置場所の変更)	利用者は、同一世帯内においてのみ事前に当社に届け出て、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム及び光通信端末の設置場所の変更が出来るものとします。但し、宅内工事は原則として当社または当社指定の業者に実施させるものとします。また、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム及び光通信端末の設置場所変更に伴う宅内工事及び特殊工事の費用負担並びに工事の分担については別途当社が定める費用は利用者の負担となります。	
第43条(権利の譲渡)	当社は、利用者の利用契約上の権利の譲渡を禁止します。但し、利用者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社がこれを認めた場合には、この限りではありません。 2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人（新利用者）は、譲渡人（旧利用者）の総ての義務を継承するものとします。	
第44条(地位の継承)	相続又は法人の合併により利用者の地位の継承があった場合には、相続人又は合併後の承継法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出てください。	
第45条(サービスの終了)	社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、会社がサービスの一部または全部を終了する場合があります。その場合は、あらかじめ相当な期間を置いて加入者に通知いたします。	
第46条(解約)	利用者は、利用契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に当社に届け出るものとします。 2 前項による解約の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る費用を負担していただきます。 3 利用者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に当社の定める方法にて1ヶ月以内に当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、利用者は別に定める損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は利用者には帰属します。	
第47条(契約終了時の処理)	当社は、解約又は解除により利用契約が終了する場合、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム、光通信端末、C-CASカード及び「B-CASカード使用許諾契約書」に基づきB-CASカードを撤去するものとし、撤去に伴い利用者所有又は占有する家屋、敷地、構築物などの復旧を要する場合、その費用は利用者負担するものとします。また、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム、光通信端末、C-CASカード、B-CASカードの撤去に要する別途当社が定める費用は、利用者の負担となります。 2 利用者は、解約又は解除により利用契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金、その他の債務を利用契約の終了の日を支払うものとします。 3 当社は、解約又は解除により利用契約が終了する場合であっても、加入契約料金は返還しないものとします。	
第48条(加入者及び利用者からの契約者回線の設置場所の提供等)	契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その加入者、および利用者から提供していただきます。ただし、加入者及び利用者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるところにより、その利用者回線及び端末設備の設置場所を提供することがあります。 2 加入者及び利用者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。	
第49条(加入者及び利用者からの電気の提供)	当社が利用契約に基づき設置する本サービスに必要な電気は、加入者及び利用者から提供していただきます。また当社が利用者に基づき設置する電気通信設備に伴い電気が必要な場合は加入者及び利用者から提供していただきます。	
第50条(承諾の限界)	当社は、加入者及び利用者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務上支障がある時は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求した加入者及び利用者へ通知します。ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。	
(書面解除)	第51条 加入者は、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）から起算して8日を経過するまでの間、書面により有料放送の役務の提供契約を解除することができます（以下「書面解除」といいます）。ただし、法人契約等放送法で定められた場合はこの限りではありません。 2 初期契約解除の効力は前項の書面を受領した日となります。 3 第1項の書面には、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）、当該契約の内容、加入者住所、加入者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、会社まで提出いただきます。郵送で行う場合は書留郵便にて送付していただきます。郵送の場合、該書面を会社が受領したときに書面解除の効力が生じます。なお、当該書留郵便に付された消印日が第1項の期間を超過している場合、会社は該書面を受理しません。 4 加入者は、書面解除をしたことにより、以下の料金を除き、損害賠償若しくは違約金その他金銭等を会社より請求されることはありません。 (1) 書面解除までの期間において加入者が提供を受けた利用料金。 (2) 事務手数料3,000円（税込3,300円） (3) 既に工事が実施された場合の引込線工事費5,000円（税込5,500円） 5 加入者が有料放送の役務の提供契約に付き書面解除を行った場合、当該契約に関して会社が受領している金銭等については、前項の利用料金等を控除した残金を加入者に返還するものとします。 6 会社が書面解除制度について、加入者に対して事実と異なることを告げたことにより、加入者が告げられた内容を事実であると認認し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、改めて書面解除ができる旨を記載した書面を加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面契約解除と同様とします。	
第52条(サイバー攻撃への対処)	当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。))に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信設備の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。	

相互接続回路	IEEE802.3 10BASE-T 準拠 IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠 IEEE802.11b 準拠 IEEE802.11g 準拠 IEEE802.11n 準拠
--------	--

別表4	技術参考資料の項目
	自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電氣的条件 (3) 論理的條件

- 附則
- 1 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
  - 2 (実施期日)
    - (1) この約款は、2020年4月1日より施行します。
    - (2) この約款は、2020年6月30日より施行します。
    - (3) この約款は、2020年11月1日より施行します。
    - (4) この約款は、2021年1月29日より施行します。
    - (5) この約款は、2021年4月1日より施行します。
    - (6) この約款は、2021年5月15日より施行します。
    - (7) この約款は、2021年9月1日より施行します。
    - (8) この約款は、2022年2月22日より施行します。
    - (9) この約款は、2022年3月1日より施行します。
    - (10) この約款は、2022年3月14日より施行します。
    - (11) この約款は、2022年4月1日より施行します。
    - (12) この約款は、2022年6月1日より施行します。
    - (13) この約款は、2022年6月30日より施行します。
    - (14) この約款は、2022年12月28日より施行します。
    - (15) この約款は、2023年2月28日より施行します。
    - (16) この約款は、2023年8月1日より施行します。
    - (17) この約款は、2023年10月24日より施行します。
    - (18) この約款は、2023年12月1日より施行します。
    - (19) この約款は、2023年12月22日より施行します。
    - (20) この約款は、2024年2月1日より施行します。
    - (21) この約款は、2024年3月1日より施行します。
    - (22) この約款は、2024年4月1日より施行します。
    - (23) この約款は、2024年6月1日より施行します。
    - (24) この約款は、2024年7月1日より施行します。
    - (25) この約款は、2024年8月30日より施行します。
    - (26) この約款は、2024年10月1日より施行します。
    - (27) この約款は、2024年10月10日より施行します。
    - (28) この約款は、2025年1月10日より施行します。
    - (29) この約款は、2025年1月22日より施行します。
    - (30) この約款は、2025年3月1日より施行します。
    - (31) この約款は、2025年4月1日より施行します。
    - (32) この約款は、2025年6月1日より施行します。
    - (33) この約款は、2025年7月1日より施行します。
    - (34) この約款は、2025年10月1日より施行します。
    - (35) この約款は、2025年11月1日より施行します。
    - (36) この約款は、2026年1月1日より施行します。
    - (37) この約款は、2026年4月1日より施行します。

- クレジットカード支払いに関する特約
- 利用者は、利用者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 1 利用者は、利用者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、利用者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、利用者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
  - 2 利用者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
  - 3 当社は、利用者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、利用者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または利用者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

別表1	自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準				
	<table border="1"> <tr> <th>区別</th> <th>技術基準</th> </tr> <tr> <td>本サービス</td> <td>端末設備等規則（昭和60年郵政省令31号）で定める技術基準</td> </tr> </table>	区別	技術基準	本サービス	端末設備等規則（昭和60年郵政省令31号）で定める技術基準
区別	技術基準				
本サービス	端末設備等規則（昭和60年郵政省令31号）で定める技術基準				
別表2	インターネット接続事業者 株式会社コミュニティネットワークセンター				
別表3	本サービスにおける基本的な技術事項				
	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>規格</th> </tr> </table>	項目	規格		
項目	規格				

料金表

1 料金表の適用

- (1) 本サービスのコース及び付加機能の内容並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は当社が別に定めるところにより適用します。  
 (2) 本サービスの利用料金は、次に掲げる加入者が契約した加入契約プランによって適用されます。

加入契約プラン	サービス内容
ひまわりアパートメント TV(セレクトL)&NETプラン	「セレクトLコース」「アパートステップアッププラン」を各1台無料、「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションでお申込みが可能。デジタルホームターミナル、ケーブルモデムの取付調整費各1台無料。
ひまわりアパートメント TV(セレクトL)&NETプラン	「セレクトLコース」「アパートステップアッププラン」を各1台無料、「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションでお申込みが可能。デジタルホームターミナル、ケーブルモデムの取付調整費各1台無料。
ひまわりアパートメント TV&NETプラン	「コミュニティコース」「アパートステップアッププラン」を各1台無料、「ライトコース」「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションでお申込みが可能。デジタルホームターミナル、ケーブルモデムの取付調整費各1台無料。
ひまわりアパートメント NETプラン	「アパートステップアッププラン」を1台無料、「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションで申し込み可能。ケーブルモデムの取り付け調整費1台無料。 ※放送サービスの利用は、デジタル放送サービス契約約款に定めます。
ひまわりアパートメント TVプラン	「コミュニティコース」を1台無料、「ライトコース」「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」をオプションで申し込み可能。デジタルホームターミナルの取り付け調整費1台無料。 ※インターネット接続サービスの利用は、インターネット接続サービス約款に定めます。
ひまわりアパートメント チョイスプラン	「コミュニティコース」もしくは「アパートスタートプラン」を1台無料、「ライトコース」「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」「アパートステップアッププラン」「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションで申し込み可能。デジタルホームターミナルの取り付け調整費もしくはケーブルモデムの取り付け調整費どちらか1台無料。利用者はデジタル放送サービスもしくはインターネット接続サービスを選択後、6ヶ月間はサービス変更はできません。
ひまわりアパートメント Wi-Fiプラン	「アパートプレミアムプラン」を1台無料。ケーブルモデムの取り付け調整費1台無料。 ※放送サービスの利用は、デジタル放送サービス契約約款に定めます。
ひまわりアパートメント コンセントWi-Fiプラン	無線LAN対応コンセント型アクセスポイント1台のレンタル料金を含みます。 ※放送サービスの利用は、デジタル放送サービス契約約款に定めます。
ひまわりアパートメント 光1ギガプラン	光通信端末、無線通信端末1台のレンタル料金を含みます。 ※放送サービスの利用は、デジタル放送サービス契約約款に定めます。

2 料金等の変更

当社は、本サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

3 料金等の臨時減免

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の当社事業所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(1) 放送サービスの利用料金

利用料金	①デジタル放送サービス月額基本利用料金
	<p>&lt;TV&amp;NET(セレクトL)プラン&gt;                      1) セレクトL 0円 デジタルホームターミナルの増設は、「レギュラー」「劇スポ」「ハッピー」のいずれかのお申込みが必要。                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)</p> <p>2) ライト 943円(税込1,037円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)                      ※上記デジタルベーシックチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しました。</p> <p>3) レギュラー 1,243円(税込1,367円)2台目以降500円/台(税込550円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)</p> <p>4) 劇スポ 1,243円(税込1,367円)2台目以降500円/台(税込550円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)</p> <p>5) ハッピー 2,043円(税込2,247円)2台目以降500円/台(税込550円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)</p> <p>&lt;TV&amp;NET(セレクト)プラン&gt;                      1) セレクトL 0円 デジタルホームターミナルの増設は、「レギュラー」「劇スポ」「ハッピー」のいずれかのお申込みが必要。                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)</p> <p>2) ライト 1,343円(税込1,477円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)                      ※上記デジタルベーシックチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しました。</p> <p>3) レギュラー 1,643円(税込1,807円)2台目以降500円/台(税込550円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)</p> <p>4) 劇スポ 1,643円(税込1,807円)2台目以降500円/台(税込550円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)</p> <p>5) ハッピー 2,443円(税込2,687円)2台目以降500円/台(税込550円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)</p> <p>&lt;TV&amp;NETプラン、TVプラン&gt;                      1) コミュニティ 0円 2台目以降500円/台(税込550円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)</p> <p>2) ライト 1,943円(税込2,137円)2台目以降500円/台(税込550円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)                      ※上記デジタルベーシックチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しました。</p> <p>3) レギュラー 2,243円(税込2,467円)2台目以降500円/台(税込550円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)</p> <p>4) 劇スポ 2,243円(税込2,467円)2台目以降500円/台(税込550円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)</p> <p>5) ハッピー 3,043円(税込3,347円)2台目以降500円/台(税込550円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます)</p> <p>&lt;チョイスプラン(TVチョイス)&gt;                      1) コミュニティ 0円 2台目以降500円/台(税込550円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます。)</p> <p>2) ライト 1,793円(税込1,972円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます。)                      ※上記デジタルベーシックチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しました。</p> <p>3) レギュラー 2,093円(税込2,302円)2台目以降500円/台(税込550円)                      (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます。)</p>

4) 劇スポ 2,093円(税込2,302円)2台目以降500円/台(税込550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます。)	
5) ハッピー 2,893円(税込3,182円)2台目以降500円/台(税込550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B)1台の機器使用料を含みます。)	
2025年11月1日以降、上記デジタル放送サービスには、IP- IP-VODサービス「milplus(みるプラス)」が付帯されます。「milplus(みるプラス)」には有料コンテンツがあり、別途月額利用料が発生する場合があります。	
②デジタルホームターミナル(新4K放送対応S T B、ケーブルプラスSTB2)利用料金 2台目以降追加月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 500円(税込550円)	
③楽録月額利用料金又は新4K放送対応楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込990円)	
④ブルーレイ搭載楽録月額利用料金又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 2,000円(税込2,200円)	
⑤外付けハードディスク 外付けハードディスク1台につき900円(税込990円) ※別途ケーブルプラスSTB2のご契約が必要です。	
⑥デジタルベイチャンネル月額利用料金	
1) BS10 プレミアム	デジタルホームターミナル1台につき 1,800円(税込1,980円)
2) グリーンチャンネル HD グリーンチャンネル 2HD	デジタルホームターミナル1台につき 1,000円(税込1,100円)
3) 衛星劇場 HD	デジタルホームターミナル1台につき 1,800円(税込1,980円)
4) 東映チャンネル HD	デジタルホームターミナル1台につき 1,500円(税込1,650円)
5) フジテレビONE フジテレビTWO	デジタルホームターミナル1台につき 1,000円(税込1,100円) ※ 上記デジタルベイチャンネルは2010年3月末日を以って新規申込受付を終了しました。
6) フジテレビONE ｽｰﾌﾟﾊﾞｽﾀｲ フジテレビTWO ドﾗﾏﾀｲ フジテレビNEXT ラｲﾌﾞﾌﾞﾚｯﾄﾞ	デジタルホームターミナル1台につき 2,645円(税込2,910円)
7) レジャーチャンネル	デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込990円)
8) SPEED チャンネル	デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込990円)
9) J sports 1,2,3,4 HD	デジタルホームターミナル1台につき 2,286円(税込2,514円) ※ 上記デジタルベイチャンネルは2025年9月末日を以って新規申込受付を終了しました。
10) J sports 4 HD	デジタルホームターミナル1台につき 1,300円(税込1,430円)
11) 朝朝チャンネル1	デジタルホームターミナル1台につき 600円(税込660円)
12) V☆パラダイス	デジタルホームターミナル1台につき 700円(税込770円)
13) V☆パラダイス HD	デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込990円) ※ 上記デジタルベイチャンネルのご視聴には、ACAS対応セットトップボックス(新4K放送対応S T B、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録)のご利用が別途必要です。
14) パラダイステレビ	デジタルホームターミナル1台につき 2,000円(税込2,200円)
15) レインボーチャンネル	デジタルホームターミナル1台につき 2,300円(税込2,530円)
16) パラダイス+レインボー	デジタルホームターミナル1台につき 2,690円(税込2,959円)
17) KNTV HD	デジタルホームターミナル1台につき 2,500円(税込2,750円)
18) 日本映画専門チャンネル HD	デジタルホームターミナル1台につき 700円(税込770円)
19) アニマックスHD	デジタルホームターミナル1台につき 739円(税込812円)
20) フジテレビNEXT ラｲﾌﾞﾌﾞﾚｯﾄﾞ	デジタルホームターミナル1台につき 2,345円(税込2,580円)
21) 時代劇専門チャンネルHD	デジタルホームターミナル1台につき 700円(税込770円)
22) ディズニーマジックチャンネル HD ディズニージュニア	デジタルホームターミナル1台につき 791円(税込870円)
23) Mnet HD	デジタルホームターミナル1台につき 2,300円(税込2,530円)
24) 日テレグーナス HD	デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込990円)
25) 日経CNBC	デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込990円)
26) タカラヅカ・スカイ・ステージ	デジタルホームターミナル1台につき 2,700円(税込2,970円) ※ 上記デジタルベイチャンネルのご視聴には、ACAS対応セットトップボックス(新4K放送対応S T B、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録)のご利用が別途必要です。
27) AT-X	デジタルホームターミナル1台につき 1,982円(税込2,180円) ※ 上記デジタルベイチャンネルのご視聴には、ACAS対応セットトップボックス(新4K放送対応S T B、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録)のご利用が別途必要です。
28) CNN/US	デジタルホームターミナル1台につき 1,800円(税込1,980円) ※ 上記デジタルベイチャンネルのご視聴には、ACAS対応セットトップボックス(新4K放送対応S T B、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録)のご利用が別途必要です。
⑨サービス休止時の設備維持管理費	
1) 月額基本料金	400円(税込440円)
⑩チャンネルガイドひまわり購読料	
1) 月額基本料金	1冊につき 200円(税込220円)
※レギュラー、劇スポ、ハッピーは、世帯につき1冊目無料(複数契約であっても1冊目のみ無料)	

※ケーブルテレビ対応集合住宅及び施設でご利用の場合、新4K放送対応S T Bでの提供となります。2022年12月末日を以って

C-CAS カードを必要とするデジタルホームターミナルでの提供を終了しました。

(2) インターネット接続サービス利用料

< TV&NET(セレクトL)プラン、TV&NET(セレクト)プラン、TV&NET プラン、NET プラン >

コース名	単位	料金額(月額)
アパートプレミアムプラン (200Mbps)	1 回線ごとに	2,072 円 (税込 2,279 円) メールアカウント標準提供数 11 個
アパートスタンダードプラン (110Mbps)	1 回線ごとに	929 円 (税込 1,021 円) メールアカウント標準提供数 6 個
アパートステップアッププラン (33Mbps)	1 回線ごとに	0 円 メールアカウント標準提供数 1 個

< チョイスプラン (NET チョイス) >

コース名	単位	料金額(月額)
アパートプレミアムプラン (200Mbps)	1 回線ごとに	2,922 円 (税込 3,214 円) メールアカウント標準提供数 11 個
アパートスタンダードプラン (110Mbps)	1 回線ごとに	1,779 円 (税込 1,956 円) メールアカウント標準提供数 6 個
アパートスタートプラン (10Mbps)	1 回線ごとに	0 円 メールアカウント標準提供数 1 個

< Wi-Fi プラン >

コース名	単位	料金額(月額)
アパートプレミアムプラン (200Mbps)	1 回線ごとに	0 円 メールアカウント標準提供数 11 個

< コンセント Wi-Fi プラン >

コース名	単位	料金額(月額)
コンセント Wi-Fi プラン	1 回線ごとに	0 円 メールアカウント、付加機能の提供不可

< 光 1ギガプラン >

コース名	単位	料金額(月額)
ひまわりアパートメント 光 1ギガプラン	1 回線ごとに	0 円 メールアカウント、付加機能の提供不可

(3) 付加機能

区分	内容
メールアカウント追加サービス	利用者がコース毎の標準提供数を超えるメールアカウントを希望する場合に適用します。
グローバルDHC P サービス	当社のDHC Pサーバーより動的に配布するグローバルIPアドレスにより、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
固定グローバルIP サービス	当社があらかじめ指定したグローバルIPアドレスにより、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
コンテンツフィルターサービス	有害なホームページの閲覧を制限する機能を持ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
ウイルスチェック・迷惑メール対策サービス	電子メールに添付されるウイルスの駆除・迷惑電子メールを制限する機能を利用する場合に適用します。
セキュリティソフト (Aitainetウイルスバスター 月額版サービス)	ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
セキュリティソフト (マカフィー® セキュリティ サービス)	ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
LAN接続サービス	当社があらかじめ指定したグローバルIPアドレス群により、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
AitainetドメインサービスM	利用者があらかじめ指定した仮想ドメイン名 (あらかじめ利用者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。) に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます。
Aitainetドメイン サービスW/M	利用者があらかじめ指定した仮想ドメイン名 (あらかじめ利用者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。) により、情報ページを使用して当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。また、仮想ドメイン名に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます。
マネージドVPN サービス	当社のVPNサービスエリア内において、契約者が指定する拠点間をVPN 接続する場合に適用します。
メッシュWi-Fi サービス	網目状に張り巡らされたWi-Fi ネットワークを構築する室内Wi-Fi サービスを適用します。
Huluサービス	定額制動画配信サービス「Hulu サービス」を適用します。 ※別途HJホールディングスの定める利用規約 (以下「HJホールディングス社規約」といいます。))への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。
DAZNサービス	定額制動画配信サービス「DAZN サービス」を適用します。 ※DAZN Limited社の定める利用規約 (以下「DAZN社規約」といいます。))への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。
FODプレミアムスタンダードサービス	定額制動画配信サービス「FODプレミアムスタンダードサービス」を適用します。 ※株式会社フジテレビジョンの定める利用規約 (以下「株式会社フジテレビジョンが定めるFOD利用規約」といいます。))への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。

(4) 付加機能使用料

種類	単位	料金額(月額)
メールアカウント追加サービス料金	コース毎の標準提供数まで コース毎の標準提供数を超え 1のメールアカウント毎に (標準と併せ最大50のメールアカウント)	基本利用料に含む 500円 (税込 550円)
グローバルDHC P サービス料金	1の契約者回線毎に (付人数 11P)	500円 (税込 550円)
固定グローバルIP サービス	1の固定グローバルIPアドレス毎に	3,500円 (税込 3,850円)
コンテンツフィルターサービス	1の契約毎に	300円 (税込 330円)
ウイルスチェック・迷惑メール対策サービス	1のメールアカウント毎に	基本利用料に含む
セキュリティソフト (Aitainetウイルスバスター 月額版サービス)	1の契約毎に (別途利用規約にある台数まで)	419円 (税込 460円)
セキュリティソフト (マカフィー® セキュリティ サービス)	1の契約毎に (別途利用規約にある台数まで)	350円 (税込 385円)
LAN接続サービス	1の契約者回線毎に	26,000円 (税込 28,600円)
AitainetドメインサービスM	10のメールアカウント及び1GB まで	1,500円 (税込 1,650円)
AitainetドメインサービスW/M	情報ページの公開 及び 10のメールアカウント併せて 2GBまで	2,000円 (税込 2,200円)
Aitainetドメインサービス 共通	10のメールアカウントを超え 100のメールアカウント毎に (最大100のメールアカウント)	1,500円 (税込 1,650円)
	基本容量を超え 1GB毎に (最大5GB)	1,500円 (税込 1,650円)
	SSL証明書	800円 (税込 880円)
	Webデータベース	700円 (税込 770円)
マネージドVPN サービス	1のVPN装置台数毎に	1,400円 (税込 1,540円)
メッシュWi-Fi サービス	1の契約毎に (機器 (Pod) は標準2台セット)	900円 (税込 990円)
メッシュWi-Fi サービス機器 (Pod) 追加	1の機器毎に	500円 (税込 550円) ※メッシュWi-Fiサービスの加入が必要ですが
Huluサービス	1の契約毎に	933円 (税込 1,026円)
DAZNサービス	1の契約毎に	税込 4,200円

FODプレミアムスタンダードサービス	1の契約毎に	1,200円 (税込 1,320円)
--------------------	--------	--------------------

(5) オプションサービス

利用明確紙面通知	1通につき	120円 (税込 132円)
----------	-------	----------------

(6) ユニバーサルサービス料

項目	料金額
ブロードバンドユニバーサル料 ※1	2円 (税込 2.2円) ※2※3

※1 ブロードバンドユニバーサルサービス料は回線ごとに発生します。

※2 ブロードバンドユニバーサルサービス料は、総務省の認可に基づき支援機関が算定し一般社団法人電気通信事業者協会ホームページ (https://www.tea.or.jp/broadband-universal-service/) で公開された番号単価に基づいて、当社が定めます。

※3 2026年6月、2026年3月ご利用のみが請求対象となります。

(7) 工事費・手続き費等

① 工事費

新規契約時の工事費の分割払い ※2022年7月1日以降に締結した契約より適用	契約者から当社に申込みがあり、当社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます (以下「分割払い」といいます。消費税は工事実施日の税率が適用されます。) 1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。 (1) 分割払いの申込みをした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2) 当社の業務遂行上支障があるとき。 (3) その他当社が不適当と判断したとき。 2. 分割払いの支払い期日及び支払い方法は、当社が別に定めるものとします。 3. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を支払うものとします。 (1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。 (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分 (信用に関しないものを除く) の申立て又は滞納処分を受けたとき。 (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。 4. 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、当社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとします。
引込工事費	30,000円 (税込 33,000円)
宅内工事費	実費
機器設置調整費	18,000円 (税込 19,800円)

② 手続き費

種類	料金額
セットトップボックス (STB) 交換・撤去・台数追加手続き費	各3,000円 (税込 3,300円)
楽録・ブルーレイ搭載差替手続き費	3,000円 (税込 3,300円)
テレビコネクト、ネットプラン変更手続き費	各3,000円 (税込 3,300円)
ルーター設置、交換手続き費	3,000円 (税込 3,300円)
引込線変更作業費	5,000円 (税込 5,500円)
宅内機器変更作業費	3,000円 (税込 3,300円)

※ お客様の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。

※ ご契約状況により、別途解除料が必要です。

③ 解約費

解約にかかる工事費及び手続き費: 0円

(8) 解除料

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料
楽録	デジタルホームターミナル 1台につき 900円 (税込 990円)	1年間 (12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額
ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル 1台につき 2,000円 (税込 2,200円)	2年間 (24ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額
ケーブルプラス STB2 + HDD	デジタルホームターミナル 1台につき 900円 (税込 990円)	1年間 (12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額
新4K放送対応楽録	デジタルホームターミナル 1台につき 900円 (税込 990円)	1年間 (12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額
新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル 1台につき 2,000円 (税込 2,200円)	2年間 (24ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額

(9) 貸与機器価格相当分

デジタルホームターミナル 価格相当分	価格相当分
①録画機能を持たないデジタルホームターミナル 24,000円/台 (税込 26,400円/台)	C-CAS カード 3,000円/枚 (税込 3,300円/枚)
②録画機能付きデジタルホームターミナル 48,000円/台 (税込 52,800円/台)	ケーブルモデム 28,000円/台 (税込 27,500円/台)
③再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナル 72,000円/台 (税込 79,200円/台)	外付けハードディスク 11,420円/台 (税込 12,562円)
④録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル (シングルチューナー) 26,000円/台 (税込 28,600円/台)	無線LAN機器 (Pod) 18,000円 (税込 19,800円)
⑤録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル (トリプルチューナー) 44,000円/台 (税込 48,400円/台)	光通信端末 価格相当分 光放送端末 25,000円/台 (税込 27,500円/台)
⑥録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 57,000円/台 (税込 62,700円/台)	無線通信端末 価格相当分 11,910円/台 (税込 13,101円/台)
⑦ケーブルプラス STB 32,000円/台 (税込 35,200円/台)	
⑧ケーブルプラス STB2 34,700円/台 (税込 38,170円/台)	
⑨再生機能及び録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 84,000円/台 (税込 92,400円/台)	

\* ② 注意

①デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応楽録、新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金、デジタルチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。

②デジタル放送サービス基本利用料金 (コミュニティ以外) には、チャンネルガイドひまわりの購読料を含みます。

③加入契約料金、利用料金、工事費は、加入促進の爲り引きすることがあります。